

要　望　書

平成 30 年度

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 北海道建築士事務所協会

平成 10 年 8 月 2 日

吉川敏博 岩倉博文 殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、以下のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

会長 佐々木 宏幸

一般社団法人 北海道建築士事務所協会

会長 庄司 雅美

建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第15号及び告示第670号）に準拠し、業務委託内容を明確化した契約が行われるよう強く要望いたします。

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法や基準等を国土交通大臣が告示で示したもので、建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。

しかしながら、公共建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の低下を招く恐れがあります。結果として国民の利益につながらないことから、構造計算書偽装事件を契機として業務報酬基準の見直しが行われ、平成21年に国土交通大臣により告示第15号として新たに業務報酬基準が定められ、平成27年5月には耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準（告示第670号）が制定されました。

さらに、平成27年6月に施行された改正建築士法の第22条の3の4では、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約を締結するよう努めなければならないとする規定が設けられました。

また、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「公共工事品確法」という）の一部が改正され、公共工事の品質が確保されるよう、予定価格の適正な設定等必要な措置を講ずることが、発注者の責務として定められました。

このことから、業務報酬基準の意義を十分理解され、その実効性を高めるためにも、地方自治体における公共建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、発注仕様書において業務細分率等により発注者側が行う業務と受託者側が行う業務の内容を明確に区分し、業務報酬基準に準拠した報酬額で契約をされますよう特段のご配慮をお願いします。

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、品確法等の趣旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望いたします。

やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、適正な価格による「最低制限価格」等の設定を実施されますよう強く要望いたします。

平成 17 年に施行された「公共工事品確法」に基づく基本方針では、「公共工事に関する調査・設計の契約にあたっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」と示されました。

さらに、平成 26 年 6 月に「公共工事品確法」の一部が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ発注関係事務を適切に実施することが、発注者の責務として明確化されました。

このような状況の中、まだ多くの地方自治体では、残念ながら公共建築物の設計・工事監理業務の発注において価格競争による入札方式が採用され、厳しい経済状況の中、さらなる低価格入札が生じております。価格による設計者選定は、設計等の業務の品質低下を招き、ひいては建築物の品質の低下につながる恐れがあり、「公共工事品確法」や「環境配慮契約法」の趣旨にも反することになります。

社会資産としての公共建築物は、質の高いものでなければならないことは当然のことであり、建築設計等の業務は、その品質により建築物の質を大きく左右するものであります。

従いまして、公共建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、「公共工事品確法」の趣旨に則り、発注業務の平滑化を図りつつ適切な設計工期を確保するとともに、価格以外の要素を考慮した選定方式を採用されますよう特段のご配慮をお願いします。

しかし、やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、改正「公共工事品確法」第 24 条の規定に基づき公共工事に準じる措置として、同法第 7 条第 1 項第 3 号に規定された「低入札価格調査基準」の設定や「最低制限価格」の設定・引き上げを実施されますようお願いします。

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望いたします。

平成 17 年末に発覚した構造計算書偽装事件では、建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任についての担保の重要性が指摘されました。その結果、平成 18 年 6 月の改正建築士法では第 24 条の 6 「書類の閲覧」の条文に、建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、「設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じていい場合にあっては、その内容を記載した書類」を閲覧させなければならない旨、規定されました。

さらに、平成 27 年 6 月に施行された改正建築士法第 24 条の 9 では、「建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されました。

このように、賠償責任保険への加入等への措置は極めて重要なことであり、建築士事務所の保険への加入促進は建築主に対する義務を果たすとともに、建築士事務所の経営基盤の安定のため、欠かすことのできない施策になっていくことと考えます。

従いまして、公共建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、建築士事務所の賠償責任保険の加入状況を十分考慮いただきますようお願いします。

建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の実績を活用していただくよう要望いたします。

建築CPD情報提供制度は、建築士等の継続職能・能力開発の一層の推進を図るため、平成18年に建築関係諸団体（11団体）が、それぞれ独自のCPD制度を活用・統合する形で、新たに立ち上げた制度（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）で、建築士等が、一定の審査基準に従い認定された研修等を履修した実績を記録・管理し、その内容を証明することで、行政等が、業務を担当する建築士等を評価することができる仕組みとなっています。

本制度により、いずれの建築関係団体に所属する建築士等であっても、共通の基準による講習・研修等の受講実績を統合的に管理・評価することが可能となりました。また、より一層の充実・円滑な運用に向け、平成23年4月1日から、推奨単位（12単位）を設定しました。

既に国土交通省では、平成20年5月に、官庁営繕事業における設計・工事監理業務の設計者選定に際し、担当する建築士等の評価の対象に、本制度の実績を組み入れる方針を決定するとともに、一部の地方自治体においても、設計者選定等において、本制度の実績を活用する試みが広がっており、制度の規模も拡大しているところです。

さらに、平成26年6月に施行された改正「公共工事品確法」の第3条第11項では、公共工事の品質確保に当たっては、技術者の能力が資格等により適切に評価され十分に活用されることにより、品質が確保されるようにしなければならないと定められ、その適切な評価基準等として、建築関係諸団体が共同で参画・運営する本制度を活用することが、最も効果的かつ公平な手段となり得ると考えます。

従いまして、公共建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築CPD情報提供制度」を活用されますよう特段のご配慮をお願いします。